

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

下市町上下水道課よりお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

- 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）
- 期間内に更新申請されなければ**失効**となりますのでご注意ください。
- 更新の対象となる指定給水装置工事事業者の皆様に対して個別に通知いたします。

指定を受けた日	初回までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年3月31日	令和元年9月30日～令和6年9月29日

お問い合わせ先
下市町上下水道課
TEL0747-52-5540